

計画作成年度	平成27年度
計画策定年月	平成27年4月
計画主体	福島県本宮市

本宮市農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画



平成27年4月

福島県 本宮市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

本 宮 市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 旧本宮町地域

(1) 現状

都市近郊にある本地域は、稲作農業が主体の比較的平坦地で、農地は水田がほとんどを占めている。また、西部の中山間地域では豊かな自然を生かし、米や園芸作物を中心とした複合経営が展開されている。

また、河川と水田を結ぶ農業用水路は水生生物の生態系を守る大切な資源であり、地域の生活用水（防火用水等）を確保するため重要な施設にもなっている。

しかし、農業従事者の高齢化及び地域コミュニティの希薄化等に伴い、地域の共同活動が困難となっており、共同活動による農業用施設等の地域資源の保全管理に努めなければ、これらの施設が役割を十分に果たせなくなる恐れがある。

このため、将来的に持続可能な農業を実現していくためには、地域の共同活動により農道や水路等の土地改良施設を適切に保全管理していくことが必要とされている。

また中山間地域では、平坦地域と比べて生産条件が不利なことから、これを補正する取組を行うことが必要とされている。

さらに、本地域は、自然環境が豊かな地域であり、環境負荷の軽減に配慮した農業生産方式の普及が必要とされている

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 旧白沢村地域

(1) 現状

本地域は、本宮市の東部にあり丘陵地に囲まれ、その平坦部に水田と丘陵地の比較的低位に畑が広がる山間特有の農村地域となっている。そのため、稲作はため池と安達疏水土地改良区の揚水事業の用水によって営まれ、畜産や園芸作物を中心とした複合経営による農業が展開されている。

近年の農村地域の過疎化、農業従事者の高齢化及び兼業農家の増加等に伴い、地域の共同活動の困難化、農業用施設等の地域資源の保全管理に対する担い手の負担増が

懸念されている。

このため、将来的に持続可能な農業を実現していくためには、地域の共同活動により水路やため池等を適切に保全管理する体制を再構築する必要がある。

また中山間地域では、傾斜等による生産条件の不利が原因で、農業生産活動の継続が困難となっていることから、平坦地域との生産条件を補正する取組を行うことが求められている。

さらに、本地域の豊かな自然環境を活かし、自然循環機能の維持・増進を図り、環境負荷の軽減に配慮した農業生産方式の普及が必要とされている

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では地理的状况に合わせ、法第3条第3項第1号及び第2号に掲げる事業を推進するとともに、同時に同項第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する地域	実施を推進する事業
①	旧本宮町地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
②	旧白沢村地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

設定しない

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

(1) 対象農用地の基準

1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であつて、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とする

ことができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

特認地域： 旧白岩村、旧岩根村、旧青田村（日記沢集落）

イ 対象農用地

- (ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上。
勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。
- (イ) 自然条件により小区画・不整形な田
- (ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地
- (エ) 市長の判断によるもの
 - ア 緩傾斜農用地
緩傾斜農用地については、田は1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草放牧地は8度以上15度未満とし、さらに下記の(a)又は(b)のいずれかの要件を満たす場合を支払い対象とする。
 - (a) 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地
一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。）
 - (b) 緩傾斜という条件に別の農業生産条件の不利性が加わる場合
 - (i) 緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合
緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率・耕作放棄率の両者が全国平均以上とする（高齢化率30%以上、耕作放棄率：田5%以上、畑（草地含む。）10%以上）
 - (ii) 土壌条件が著しく悪い場合
 - イ 高齢化率・耕作放棄率の高い農地
急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率40%以上、耕作放棄率：田8%以上、畑（草地含む。）15%以上の農地
- (オ) 福島県知事が地域の実態に応じて指定する地域

(2) 対象者

認定農業者に準ずる者として市長が認定する者とは、次のいずれかに該当するものとする。

- ア 本宮市地域水田農業ビジョンに定められた者
- イ 年間農業従事日数が150日以上の中核的農業従事者を有している者
- ウ 農地移動適正化あっせん事業実施要領（昭和45年1月12日付け44農地B第3712号農林水産事務次官依命通知）の2に基づく本宮市における農地移動適正化あっせん基準以上の者
- エ 農業所得が100万円以上の者

オ 市長が適当と認めるもの